

我が国のスポーツ基本計画と海外のスポーツ行政計画の一覧比較

		日本	韓国	フランス
計画の概要	計画の名称	スポーツ基本計画	文化ビジョン 2008-2012 ※2013-2020 版は 2013 年末に公表	年次業績計画書 2013 (PAP2013)
	策定年月日	2012 年 3 月 30 日	2008 年 12 月 30 日	2012 年 9 月 28 日
	計画期間	2012 年～2021 年 (10 年間)	2008 年～2012 年 (5 年間)	2013 年～2015 年 (3 年間)
	従前の計画	スポーツ振興基本計画 (2001 年～2011 年)	国民体育振興 5 ヶ年計画 (2003 年～2007 年)	年次業績計画書 2012 (2012 年～2015 年)
	計画の根拠	法律を根拠とする (スポーツ基本法)	法律を根拠としない 新政権発足時に慣例的に作成	法律を根拠とする (予算組織法)
	策定主体	文部科学省	スポーツ担当省 (文化体育観光部)	スポーツ担当省 (スポーツ社会教育市民活動省)
	計画を管理・所管する省庁	文部科学省	スポーツ担当省 (文化体育観光部)	スポーツ担当省 (スポーツ社会教育市民活動省)
	計画の対象	国のスポーツ政策	文化体育観光部の政策の「スポーツ」部分	スポーツ担当省の政策の「スポーツ」部分
	政策	7 個の「政策」	7 個の「重点課題」	4 個の「アクション」 (Action)
	一施策	－19 個の「施策」	－31 個の「主な事業」	－6 個の「業績目標」 (Objectif)
	一施策事業	－165 個の「具体的施策展開」	－75 個の「施策事業」	－53 個の「施策事業」
計画の構造	政策タイトル (対応する施策の数)	1. 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実 (3) 2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 (2) 3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 (4) 4. 国際競争力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備 (3) 5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催を通じた国際交流・貢献の推進 (2) 6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上 (3) 7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進 (2)	1. スポーツ活動への参加条件の改善 (6) 2. 体育に親和的な教育環境、教育に親和的な体育環境 (4) 3. 共に楽しむスポーツ活動 (4) 4. 世界におけるスポーツ韓国 (4) 5. スポーツ産業の競争力強化 (4) 6. エリートスポーツの国際競争力強化 (6) 7. 体育行政体制の先進化 (3)	1. 最大多数のためのスポーツ振興 (3) 2. 高水準スポーツの発展 (1) 3. スポーツにおける予防と競技者保護 (1) 4. スポーツ職業の振興 (1)
	期間中の行程表	設定なし	「施策事業」全てに各年度の行程を設定	設定なし
	期間中の予算計画	設定なし	75 個の「施策事業」を 80 個の「詳細事業」に整理のうえ、計画期間各年度の投資額を設定	4 個の「アクション」別に当年度予算を設定、53 個の「施策事業」に予算を割り当て
	成果指標/数値目標の設定	7 個の「政策」のうち 3 個に数値目標を設定	75 個の「施策事業」全てに年度別達成目標を設定	6 個の「業績目標」に 33 個のサブ指標、2015 年の目標値を設定
	単年度計画との関係	基本計画に掲げた諸施策の優先度を考慮のうえ年度計画/予算を策定	文化ビジョンに掲げた諸施策を概ね網羅する形で年度計画/予算を策定	単年度の PAP は政府の複数年度の公共債務削減計画に従って策定される

参考 3

イギリス	オーストラリア		カナダ	インド
事業計画 2013-2015 (Business Plan)	オーストラリアスポーツ：成功への道	国家スポーツ及びレクリエーション活動政策枠組み	カナダスポーツ政策 2012 (CSP2012)	第 12 次 5 ヶ年計画 2012-2017
2012 年 5 月 31 日	2010 年 5 月 11 日	2011 年 6 月 10 日	2012 年 6 月 27 日	2012 年 12 月 27 日
2012 年～2015 年 (3 年間)	2010 年～2013 年 (4 年間)	2011 年～2021 年 (10 年間)	2012 年～2022 年 (10 年間)	2012 年～2017 年 (5 年間)
事業計画 2011-2015 (2011 年～2015 年)	該当なし	該当なし	カナダスポーツ政策 2002 (CSP2002)	第 11 次 5 ヶ年計画 2006-2011
法律を根拠としない 予算法案に附属せず	法律を根拠としない 予算法案に附属する	法律を根拠としない ガイドラインの位置づけ	法律を根拠としない コモンローの伝統による	法律を根拠としない 5 年毎に慣例的に作成
スポーツ担当省 (文化メディアスポーツ省)	スポーツ担当省 (保健高齢化省)	SRMC (スポーツ及びレクリエーション大臣評議会)	FPTSC (連邦州/準州 スポーツ会議)	国家計画委員会
内閣府	スポーツ担当省 (保健高齢化省)	スポーツ担当省 (保健高齢化省)	スポーツ担当省 (民族遺産省)	スポーツ担当庁 (スポーツ庁)
「連立政権優先事項」 の「スポーツ」部分	全国のスポーツ政策 (連邦政府策定)	全国のスポーツ政策 (連邦州/準州協調)	全国のスポーツ政策 (連邦州/準州協調)	第 12 次 5 ヶ年計画の 「スポーツ」部分)
2 個の「連立政権優先事項」 (Coalition Priorities)	3 個の「主要目標」 (Key Goals)	7 個の「優先協力事項」 (Priority Areas)	6 個の「ゴール」 (Goals)	2 個の「第 12 次計画戦略」 (Twelfth Plan Strategy)
－7 個の「政策目標」 (Action)	－16 個の「施策」	－14 個の「目標」 (Objectives)	－30 個の「目標」 (Objectives)	－13 個の「イニシアティブ」 (Initiatives)
－13 個の「施策事業」	－設定なし	－設定なし	－設定なし	－設定なし
1. 2012 年オリンピック及び パラリンピック大会の 開催 (5) 2. オリンピック、パラリン ピック大会を通じたス ポーツレガシーの創造 (8)	1. スポーツに参加す る国民の数を増や す (6) 2. スポーツ経路の強 化 (4) 3. 成功に向けた努力 (6)	1. スポーツへの参加 (2) 2. 国際競技大会の振興 (1) 3. 国内競技大会の振興 (2) 4. 持続可能な体制の構築 (6) 5. 政策体制の整合化 (1) 6. 他の政策領域との連携 (1) 7. 研究及び統計データの 整備 (1)	1. 初歩的スポーツ (6) 2. レクリエーションス ポーツ (6) 3. 競技スポーツ (7) 4. 高水準スポーツ (7) 5. 発展のためのスポ ーツ (4)	1. 中央政府によるス ポーツ振興の推進 2. スポーツインフラの 整備 ※13 個の「イニシアテ ィブ」と、2 個の「第 12 次計画戦略」は直線的 対応関係にない
「施策事業」全てに 完了期限を設定	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	青年スポーツ省の計画期 間予算総額が示される
別途インプット指標及びイ ンパクト指標を設定	設定なし	14 個の「政策目標」全てに 定性的な成果指標を設定	設定なし	設定なし
事業計画は毎年見直しされ、 年度予算要求の附属資料と して取り扱われる	スポーツ担当省の単年 度事業計画にはダイレ クトに反映されない	－	民族遺産省の単年度計画 は成果指標の一部が CSP2012 の目標と一致	5 ヶ年計画のイニシアテ ィブを概ね網羅する形で 年度計画/予算を策定

(出典) 文部科学省 平成 25 年度委託調査
スポーツ政策調査研究 (海外のスポーツ基本計画に関する調査研究)